

健 健 発 0108 第 1 号  
令 和 3 年 1 月 8 日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康局健康課長  
（ 公 印 省 略 ）

医療従事者等への新型コロナウイルス感染症に係る予防接種を行う体制の構築について

新型コロナウイルス感染症に係る予防接種については、「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する手引きについて」（令和2年12月17日付け健発1217第4号厚生労働省健康局長通知）において、接種体制の構築に向けた準備の参考となるよう、「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種実施に関する手引き（初版）」が示されたところです。

新型コロナウイルス感染症に係る予防接種については、「新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの接種について（案）」（令和2年12月23日新型コロナウイルス感染症対策分科会（第19回）資料）において、まずは医療従事者等への接種を行うこととされているところ、接種体制構築が円滑に進むよう、別添のとおり基本的な考え方と体制構築の標準的な進め方をお示ししますので、医療従事者等に対する接種を行う体制の構築を進めるようお願いいたします。

また、別添1及び別添3から別添5までについて、体制構築の基本的な考え方及び体制整備の標準的な進め方として、管内の市区町村及び関係団体に御連絡いただくようお願いいたします。

なお、医療関係団体等に対しましても、この取扱いにつき、協力依頼を行っておりますことを申し添えます。

（添付資料について）

- 別添1 医療従事者等への新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の基本的な考え方
- 別添2 都道府県における医療従事者等への接種体制の構築
- 別添3 市区町村における医療従事者等への接種体制の構築
- 別添4 医療関係団体における医療従事者等への接種体制の構築
- 別添5 医療機関における医療従事者等への接種体制の構築